

(参考)

## 植木バス停パーク&ライド駐車場、サイクル&ライド駐輪場社会実験

### 施設利用規約

#### 1. 事業の目的

熊本都市圏における中心市街地への移動手段を自動車から公共交通へ転換させること及び地域全体で公共交通を支えていく体制の構築を図るため、植木バス停周辺でのパーク&ライド駐車場及びサイクル&ライド駐輪場を設置し、地元地域と共同による社会実験を実施するもの。

#### 2. 利用条件

- (1) お住まいが植木地域の方であること  
対象校区：山本、田原、菱形、桜井、植木、山東、吉松、田底  
対象地区：大和
- (2) 通勤や通学、通院、お買い物等で植木バス停から中心市街地方面へ移動すること
- (3) アンケートに協力すること
- (4) 所定の申請様式にて利用申請を行うこと
- (5) 利用ルールを守ること

#### 3. 利用期限及び利用可能時間帯等

- (1) 利用期限  
利用期限は、原則令和6年9月30日(月)までとします。
- (2) 利用可能時間帯  
利用可能時間帯は、原則午前6時から翌日の午前0時までとします。

#### 4. パーク&ライド駐車場、サイクル&ライド駐輪場の利用方法

- (1) ご利用は、植木バス停パーク&ライド駐車場及びサイクル&ライド駐輪場の指定箇所に限りません。  
＜駐車場の場合＞
  - ・定期利用者は、駐車許可証に示すナンバーの区画に駐車してください。
  - ・一時利用者は、一時利用者用スペース内で空いている区画に駐車してください。＜駐輪場の場合＞
  - ・定期利用者用スペース内及び一時利用者用スペース内で空いている区画に駐輪してください。
- (2) 駐車中は、必ず車内のダッシュボードの上に駐車許可証を掲示してください。
- (3) 自転車については、確認しやすい個所に許可シールを貼ってください。
- (4) 駐車場(駐輪場)を利用できるのは、申込時に登録された車両のみとなります。
- (5) 期限が切れている許可証は無効となりますのでご注意ください。
- (6) 車種の変更、住所変更等があった場合は、速やかに受付窓口へお申し出ください。
- (7) 当駐車場(駐輪場)の利用ルールに違反している場合、無断駐車として処理しますのでご注意ください。

## 6. 利用解約

- (1) 駐車場（駐輪場）の利用が出来なくなった場合は、速やかに受付窓口にお申し出いただくとともに許可証を返却してください。
- (2) 指定場所以外への駐車や車両の放置等、駐車場（駐輪場）の管理に支障が及ぶ場合は利用許可を取り消しさせて頂く場合がございます。
- (3) (2) の理由により解約した場合、再度利用申請をなされても不許可にする場合がございます。
- (4) 利用者が駐車場等の利用を解約した場合、又は駐車場等の利用許可が取り消された場合は、熊本市より利用者に対し、許可利用の取消通知を郵送いたします。

## 7. 利用者の責任

利用者が次に示すような事由により損害を被られた場合、熊本市、植木町商工会は一切責任を負いません。

- (1) 天災地変等による運営の変更若しくは中止
- (2) 駐車場（駐輪場）内における天災、その他不可抗力により生じた事故及び自動車相互の接触等の事故
- (3) 駐車中の自動車内に留置された物品等に関する損害

## 8. 利用内容の変更

管理できない事由が生じた場合は、利用方法等を変更することがあります。その場合、利用者の方へは事前に変更内容について連絡いたします。

## 9. 申込書（個人情報）の取り扱い

申込書（個人情報）に関しては、熊本市で管理し、厳正な管理体制のもと以下のとおり取り扱います。（植木町商工会に届いた申込書は、速やかに熊本市へ送付いたします）

- (1) 個人情報の取得と利用目的  
申請していただきました申請書（個人情報）は、植木バス停パーク&ライド駐車場、サイクル&ライド駐輪場の管理運営に関し必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) 申請書（個人情報）の管理  
植木町商工会でお預かりした申請書（個人情報）は、熊本市のパーク&ライド等の推進のため、熊本市で管理いたします。
- (4) 利用者への連絡  
利用者が無断で利用できない時間外に駐車する等、駐車場の運営に支障が生じた場合は、熊本市又は植木町商工会よりご連絡させて頂く場合があります。

お問い合わせ先 ○熊本市役所（交通企画課）

T E L 096-328-2510

F A X 096-351-2182

○熊本市植木町商工会

T E L 096-272-0236

F A X 096-273-3243